

## 別表六の二（十五）の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の14の3第2項《地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「同上のうち地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業の用に供したものに係る額5」は、特定連結親法人（措置法第68条の14の3第1項第1号に

規定する特定連結親法人をいいます。）又はその特定連結子法人（同号に規定する特定連結子法人をいいます。）がその同項に規定する承認地域経済牽引事業（措置法令第27条の11の2第2項《地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》の規定による主務大臣の確認を受けたものに限ります。）の用に供した機械及び装置並びに器具及び備品に係る額の合計額を記載します。